

未来へ語り継ごう 平和の大切さ

被爆地への平和派遣

平和の尊さと戦争の悲惨さについて学び、平和への意識を高めていただくため、次代を担う子どもたちと保護者(7組14名)を、広島と長崎へ隔年で派遣しています。



平和祈念像(長崎市)

今年は、8月8日～10日に長崎を訪れ、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に参加したほか、原爆資料館・平和祈念像・原爆落下中心地などを見学しました。

●今年長崎へ派遣された皆さん

- ▶石谷依子さん、紗也子さん(落合第三小5年)
- ▶岩田朋子さん、龍之介さん(落合第三小5年)
- ▶岡田竹之さん、粹さん(江戸川小4年)
- ▶後藤由紀子さん、万乃花さん(市谷小4年)
- ▶小室千波さん、咲音さん(戸山小4年)
- ▶三瓶幸子さん、こころさん(戸塚第一小6年)
- ▶渡邊由紀美さん、千早さん(富久小6年)

平和派遣報告会

今年の平和派遣に参加した皆さんが、長崎で体験したことを発表します。発表後には、早稲田少年少女合唱団による、平和をテーマにしたコンサートがあります。

【日時】10月9日(日)午後1時30分～4時

【共催】新宿区平和派遣の会



【会場・申込み】当日直接、若松地域センター(若松町12-6)へ。未就学児も入場できます。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

後世に伝えたい 戦争体験

3月に発行した「新宿区平和都市宣言30周年記念誌」には、世代や国籍を超えたたくさんの方々から、平和への想いや戦争体験談、資料などをお寄せいただきました。今回はその中から、区内を襲う大空襲の様子を寄稿してくださいました。今回はその中から、区内を襲う大空襲の様子を寄稿してくださいました。中村進さん(北新宿3丁目在住、終戦時14歳)の体験記を紹介します。

【区の担当課】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505



中村進さん

山の手大空襲で 九死に一生を得た体験記

私は、昭和6年に新宿区北新宿三丁目(当時の淀橋区柏木)で生まれました。今から70年前の昭和20年5月25日の夜に、B29の「山の手大空襲」で自宅を焼け出されました。

当時私は、両親と兄弟4人の6人家族でした。父は出征中、兄は勤労働員、小学生の弟は学童疎開で不在だったので、自宅に居たのは母と赤ん坊だった妹、それに中学2年生になったばかりの私の3人だけでした。

夜中に空襲警報が鳴り、南の空が真っ赤に燃え上がりました。妹を背負った母と私は、慌てて防空頭巾をかぶり、掛布団を抱えて自宅を飛び出し、近くにあった素掘りの防

空壕に飛び込んで、掛布団の下でうずくまっていた。

頭上からB29が投下した大量の焼夷弾が雨あられと降り注ぎ、空中でさく裂した油脂が飛び散って、かぶっていた布団が突然燃え上がりました。私はあわてて布団をはねのけ、母の手を引っ張って防空壕からはい上がりました。

そこから、数日前の空襲ですでに焼け野原になっていた空地(中央線の線路の北側で、現在の新宿区北新宿四丁目)まで必死に逃げて、地面にうつ伏せに倒れていました。火災の大旋風で舞い上がった木材などが、燃えながら頭上を飛んで行ったことを、今でも鮮明に記憶しています。

朝になってやっと火災も収まりましたが、煙でいぶされた眼は失明状態で、数日間は

物を見ることができませんでした。食物は何もなかったので、自宅の庭先にあった井戸の水を飲んで、なんとか生き延びました。このようにして私達は、正に九死に一生を得ることが出来ました。

3月10日の「下町大空襲」と、5月25日の「山の手大空襲」とで、東京の区部はほとんど焼きつくされ、B29の空襲は地方の都市へ移りました。

広島・長崎に原爆が投下され、8月15日に終戦となりました。

私は自分の空襲体験を通じて、多数の犠牲者の上に、今の平和がある事を忘れられません。この地球上で二度と戦争が起きないように、日本と世界の平和を祈ってやみません。

特別区民税・都民税(住民税)は納期限までにお支払いください

●普通徴収の第2期分 納期限は8月31日

納期限を過ぎると、延滞金が増加される場合があります。忘れずに納めてください。

【納付場所】区税務課、特別出張所、銀行等の金融機関、郵便局(東京都・関東各県・山梨県に限る)、コンビニエンスストア(納付書裏面に記載)

※コンビニエンスストアでは、納付書1枚で30万円を超えるときは支払いができません。

●便利な口座振替のご利用を

普通徴収の住民税は口座振替で納められます。口座振替にする納期限の日にご指定の口座から引き落とします。口座振替を希望する方は、収納管理係へご連絡ください。口座振替依頼書をご自宅へ郵送します。9月12日(必着)まで

で口座振替依頼書を提出した場合、第3期分から口座振替になります。

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139・FAX(3209)1460へ。

●納税でお困りの方はご相談を

相談は常時受け付けています。住民税の納税でお困りの方は、納付の時期や方法について相談できますので、ご連絡ください。

また、災害等の事情で納付が困難な場合には、減免が受けられる場合もあります。納税でお困りの方はそのままにせず、ご相談ください。

【問合せ】税務課納税係(本庁舎6階) ☎(5273)4508・FAX(3209)1460へ。

65歳以上の方へ

介護保険料の納め忘れにご注意を

●保険料が未納の方に 催告書を送ります

介護保険は、社会全体で介護の負担を支え合う制度です。忘れずに納めてください。28年4月分までの保険料に未納がある方には、8月23日(火)に催告書を送ります。催告書が届いた方は内容を確認し、お早めにお支払いください。

●保険料を納めないとお支払いが滞ります

▼1年以上滞納した場合：介護サービスの利用時の料金が一旦、全額自己負担になります(後日申請により9割または8割を払い戻す償還払いになります)。

▼1年6か月以上滞納した場合：介護保険の給付(9割または8割)が一時差し止められるほか、差し止められた給付額を滞納している保険料に充てる場合があります。

【問合せ】▼介護保険料の支払い・納付相談：介護保険課資格係 ☎(5273)4273、▼介護サービスの利用：介護保険課給付係 ☎(5273)4176(いずれも本庁舎2階)へ。

29歳以下の新卒・既卒・転職者向け 中小企業台同面談会

●U29就職マッチング支援事業 区内には、質の高い技術やサービスを提供し、優れた実績を持つ区内中小企業が多数存在します。面談方式で、普段知ることができない中小企業の魅力に触れ、働く方の生の声が聴ける機会です。

【日時】8月27日(土)午後1時～5時

【対象】都内在住・在学の18歳～29歳で就職活動中の方(在学中の方は29年3月卒業予定の方)

【会場・申込み】当日直接、A.P.西新宿(西新宿7-2-4)へ。入退場自由。

【問合せ】同事業事務局(株)HRP内 ☎(3222)1801へ。

障 受給者証をお送りします

東京都心身障害者医療費助成制度の対象で9月以降も受給資格のある方に、9月1日(木)から1年間有効の受給者証を8月25日(木)に発送します。9月になっても届かない方は、お問い合わせください。

●次の方は申請してください

【対象】原則として、区内在住で健康保険に加入し、27年中の所得が基準額(下表)以下で次のいずれかに該当する方

▶身体障害者手帳1級・2級(内部障害は3級も)

▶愛の手帳1度・2度
※「手帳を取得した年齢が65歳以上の方」「後期高齢者医療制度被保険者証をお持ちで28年度の住民税が課税の方」「健康保険の自己負担のない施設に入所している方」は対象になりません。

※以前に資格を喪失した方でも、「所得が基準額以下になった方」は申請できる場合があります。

【申請・問合せ】障害者福祉課経理係(本庁舎2階) ☎(5273)4520・FAX(3209)3441へ。

親族(19歳未満)のときは1人に付き25万円を加算

※所得額は、総所得から雑損・医療費・社会保険料(世帯主や扶養義務者の場合は8万円)・小規模企業共済等掛金・勤労学生・寡婦(夫)・特定の寡婦・障害者・特別障害者・配偶者特別の各控除を差し引いた額です(受給者の所得には、受給者本人の障害者・特別障害者控除は適用できません)。 ※受給者が未成年の場合、世帯主や扶養義務者の所得が対象となります。

扶養親族等	所得制限基準額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円

※以降扶養親族等が1人増すごとに38万円を加算

※老人控除対象配偶者・老人扶養親族のときは1人に付き10万円、特定扶養親族または控除対象扶養